次のとおり公募型プロポーザル方式により、委託業務の受託者を選定しますので、公 告します。

令和6年6月17日

紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会 会長 吉井 昭彦

- 1. 公募型プロポーザル公告に付する事項
 - (1) 業務名

令和6年度紀伊半島移住プロモーション事業業務委託

- (2) 委託業務実施期間 契約締結日から令和7年3月7日(金)まで
- (3) 業務内容

別添「令和6年度紀伊半島移住プロモーション事業業務委託仕様書」記載のと おり

- (4) 委託限度額
 - 6,549,000円(消費税及び地方消費税に相当する額(10%)を含む。)
- 2. 参加資格要件等

単独又は共同提案によるものとする。

- (1) 単独提案の参加資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - ③ 三重県、奈良県、和歌山県にかかる入札参加資格停止又は落札資格停止の期間中でないこと。
 - ④ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日において も、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中で ないこと。
 - ⑤ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日において も、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中で ないこと。
 - ⑥ 役員等(法人にあたっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は 営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ) の代表者を、個人にあたってはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者

をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

- ⑦ 暴力団 (暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑩ ⑧及び⑨に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ② 審査委員会の委員又は審査委員会の委員が所属する団体でないこと。
- ③ 同種業務を公告日から過去3年間に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有すること。

同種業務とは、雑誌や WEB 等マスメディアを活用した情報発信業務または、関係人口の創出や移住定住の促進を目的としたイベント実施業務をいう。

(2) 共同提案の参加資格等

複数の事業者による共同提案(以下「JV」という。)を行う場合には、次の 事項に留意すること。

- ① 必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、幹事者の印は契約時に使用するものと同一とすること。また、業務の履行方式に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」(様式 1-2-1 若しくは 1-2-2)を提出すること。
 - ※「分担履行型」(様式1-2-1)…1つの業務について、さらに複数の 細業務に分かれる場合、各構成員が それぞれ分担する業務を、責任を持 って履行する方式

「共同履行型」(様式1-2-2)…1つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式

② 複数のJVに所属することはできない。また、JVに所属しながら自らが 単独で提案を行うことは認められない。

- ③ 幹事者及び共同提案者全ての構成企業が上記(1)①から⑫の条件を満たしていること。
- ④ 幹事者及び共同提案者のうちいずれかの構成企業が上記(1)®の条件を満たしていること。
- ⑤ 幹事者及び共同提案者を変更することはできない。
- ※「参加意向申出書」の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、参加意向申出書受付期間内に「参加意向申出書記載事項変更届出書」 (様式1-3)を添えて、改めて「参加意向申出書」を提出すること。

(3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提案者の資格要件等を満たさないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- ⑤ 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ 見積書の積算誤りや委託上限金額を上回る金額の提示があったとき。
- ⑦ そのほか不正な行為があったとき。

3 参加手続き等

(1) 担当課

奈良県総務部知事公室奥大和地域活力推進課

〒634-0003 奈良県橿原市常盤町 605-5

TEL: 0744-48-3016 FAX: 0744-48-3135

- (2) 実施要領、仕様書及び様式の交付期間、交付場所等
 - ① 交付期間

令和6年6月17日(月)から6月28日(金)午後3時まで

② 交付場所

3の(1)の担当課にて配布又は「奈良県美しい南部東部振興課/奥大和地域活力推進課」ホームページにて公開する。

ただし、担当課における配布は正午から午後 1 時までを除く午前 9 時から午後 5 時までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年 3 月奈良県条例第 32 号)第 1 条に規定する県の休日を除く。

※ 郵送による配布は行わない。

※ 本件にかかる説明会は実施しない。

- (3) 参加申込書の提出
 - (2)の実施要領に示すところによる。
- (4) 質問と回答
 - (2)の実施要領に示すところによる。
- (5) 企画提案書の提出
 - (2)の実施要領に示すところによる。

4 受託候補者の特定

3の(2)の実施要領に示すところにより、審査基準に基づき、提出された企画提案書等について委託者が設置する審査会において審査を実施し、その審査結果により本業務の受託候補者を決定する。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本業務の提案に係る費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (4) その他については、3の(2)の実施要領及び仕様書に示すところによる。